

沖 公 評 第132号
令和2年6月5日

沖縄県知事 殿

沖縄県公共事業評価監視委員会
委員長 富山 潤



令和元年度公共事業評価について（答申）

令和元年8月8日付け沖縄県諮問土第5号及び令和2年1月8日付け沖縄県諮問土第15号で諮問のあったみだしのことについては、下記のとおり答申します。

なお、事業の継続に当たっては、意見について十分留意していただくよう要望します。

記

1 審議結果

・再評価

- | | |
|-------------------------------------|---------------|
| (1) 主要地方道 浦添西原線（嘉手苅～小那覇）道路改築事業 | : 事業継続は妥当である。 |
| (2) 一般県道 東風平豊見城線道路改築事業 | : 事業継続は妥当である。 |
| (3) 一般県道 宜野湾南風原線（喜屋武）道路改築事業 | : 事業継続は妥当である。 |
| (4) 都市計画道路3・2・10号豊見城中央線外1線街路事業（2工区） | : 事業継続は妥当である。 |
| (5) 都市計画道路3・2・10号豊見城中央線外1線街路事業（3工区） | : 事業継続は妥当である。 |
| (6) 都市計画道路3・2・6号胡屋泡瀬線街路事業（1工区） | : 事業継続は妥当である。 |
| (7) 都市計画道路3・2・6号胡屋泡瀬線街路事業（高原工区） | : 事業継続は妥当である。 |
| (8) 都市計画道路3・2・18号城間前田線街路事業（安波茶工区） | : 事業継続は妥当である。 |
| (9) 安謝川河川改修事業 | : 事業継続は妥当である。 |
| (10) 東屋部川砂防事業 | : 事業継続は妥当である。 |
| (11) 平和祈念公園整備事業 | : 事業継続は妥当である。 |
| (12) 伊平屋北部2期（水利施設整備事業（交付金事業）） | : 事業継続は妥当である。 |
| (13) 幕内3期（水利施設整備事業（交付金事業）） | : 事業継続は妥当である。 |
| (14) 喜屋武第3（農地整備事業（補助金事業）） | : 事業継続は妥当である。 |
| (15) 真栄平地区（県営水質保全対策事業） | : 事業継続は妥当である。 |

2 主な意見

・再評価

- (1) 主要地方道 浦添西原線（嘉手苧～小那覇）道路改築事業（再々評価）
- (2) 一般県道 東風平豊見城線道路改築事業（3回目再評価）
- (3) 一般県道 宜野湾南風原線（喜屋武）道路改築事業（再評価）
 - ・用地取得に時間を要しているようだが、重要性や公益性の高い事業において、早期に事業効果を発現できるような仕組みについて検討してはどうか。
- (4) 都市計画道路 3・2・10号豊見城中央線外1線街路事業(2工区)（3回目再評価）
- (5) 都市計画道路 3・2・10号豊見城中央線外1線街路事業(3工区)（再々評価）
 - ・観光立県を目指す中で、部局を越えて美観やランドスケープを考える意識を持つべきではないか。
 - ・用地取得に時間を要しているようだが、重要性や公益性の高い事業において、早期に事業効果を発現できるような仕組みについて検討してはどうか。
- (6) 都市計画道路 3・2・6号胡屋泡瀬線街路事業（1工区）（再々評価）
- (7) 都市計画道路 3・2・6号胡屋泡瀬線街路事業（高原工区）（再評価）
 - ・特になし。
- (8) 都市計画道路 3・2・18号城間前田線街路事業（安波茶工区）（再評価）
 - ・事業完了年度を見据え、収用手続きを計画的に進めていくべきではないか。
- (9) 安謝川河川改修事業（5回目再評価）
 - ・特になし。
- (10) 東屋部川砂防事業（再評価）
 - ・過疎化地域における自然災害に対する防災対策として、施設整備による防護だけでなく、住居の移転等といった別の方法も今後は検討すべきではないか。
- (11) 平和祈念公園整備事業（4回目再評価）
 - ・団体利用や来園者の増加に対応できるよう、飲食物を提供する施設の増築等を検討すべきではないか。
- (12) 伊平屋北部2期（水利施設整備事業（交付金事業））（再評価）
- (13) 幕内3期（水利施設整備事業（交付金事業））（再評価）
- (14) 喜屋武第3（農地整備事業（補助金事業））（再評価）
- (15) 真栄平地区（県営水質保全対策事業）（再評価）
 - ・特になし。